

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令案  
について（概要）

令和7年12月  
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

1. 制定の趣旨

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）においては、
  - ・ 国民の生存に必要不可欠であること等の要件を満たす物資について、特定重要物資として政令で指定し（法第7条）、
  - ・ 特定重要物資及びその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）の安定供給確保を図ろうとする者は、その取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる（法第9条第1項）こととされている。
  
- 今般、同項の規定に基づき、供給確保計画の提出方法等を定めるため、本省令を制定する。

2. 省令案の概要

- 本省令の概要は以下のとおり。
  - (1) 本省令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。
  
  - (2) 供給確保計画の認定の申請
    - ① 供給確保計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならないものとする。
    - ② ①の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならないものとする。
      - (ア) 申請者の定款の写し、登記事項証明書等
      - (イ) 申請者の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書等
      - (ウ) 供給確保計画を実施することにより、特定重要物資等の安定供給確

保が持続的に達成されるための適切な設備投資、研究開発、需給ひっ迫時の対応その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類

(エ) 申請者が暴力団員等と関連しないことを証する書類

③ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の申請書及び②の書類のほか、供給確保計画が法第9条第4項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。

④ 法第9条第3項第9号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組が国内外関係法令の規定による免許等を有する必要がある場合には、当該免許等の取得または申請の状況に関する事項とする。

(3) 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

① 法第9条第4項第4号の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

(ア) 需給ひっ迫時における措置として次に掲げるいずれかの措置

i) 平時（特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されているときをいう。以下同じ。）を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の放出その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の供給に関する措置

ii) 特定重要物資等の代替となる物資の平時を上回る使用又は供給その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の依存の低減に資する措置

iii) 平時の取引先以外からの特定重要物資等の調達その他の需給ひっ迫時に実施する供給源の多様化に関する措置

iv) i から iii までに掲げるもののほか、需給ひっ迫時に実施する特定重要物資の安定供給確保に関する措置

(イ) 供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減に資する措置として次に掲げるいずれかの措置

i) 供給確保計画の実施により影響を及ぼすことが見込まれる設備投資

ii) 供給確保計画の実施により影響を及ぼすことが見込まれる研究開発

iii) i 及び ii に掲げるもののほか、供給確保計画の実施により影響を及ぼすことが見込まれる供給能力の維持若しくは強化又は依存の低減に資する取組

(4) 供給確保計画の認定

- ① 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として1月以内に、申請者に認定書を交付するものとする。
- ② 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。
- ③ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に、当該認定について通知するものとする。

(5) 供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定

- ① 供給確保計画の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下「変更申請者」という。）は、申請書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならないものとする。
- ② ①の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。ただし、イに掲げる書類については、既に厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができるものとする。
  - (ア) 供給確保計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類
  - (イ) (2)②に掲げる書類
- ③ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の申請書及び②の書類のほか、供給確保計画が法第10条第3項において準用する法第9条第4項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができるものとする。
- ④ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定供給確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として1月以内に、変更申請者に認定書を交付するものとする。
- ⑤ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、④の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書を変更申請者に交付するものとする。
- ⑥ 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、①の変更の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に、当該変更の認定について通知するものとする。

(6) 供給確保計画の軽微な変更に係る届出

- ① 法第10条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる

ものとする。

(ア) 氏名及び住所の変更

(イ) 認定供給確保計画の実施期間の6月以内の変更

(ウ) 認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの（ただし、助成金の額の変更を除く。）

(エ) アからウまでに掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

② ①の認定供給確保計画の軽微な変更は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣及び経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

(7) 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、法第11条第2項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した通知書を当該変更の指示を受ける認定供給確保事業者に交付するものとする。

(8) 認定供給確保計画の認定の取消し

① 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

② 厚生労働大臣及び経済産業大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、当該認定に係る特定重要物資について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(9) 定期の報告を行おうとする認定供給確保事業者は、認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後3月以内に報告書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならないものとする。

(10) 法及び本省令の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができるものとする。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

(11) 取組の実施の支障時等の報告

① 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組を適切に実

施することが困難となり、又は困難となるおそれ大きい事象が発生したと認めるときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならないものとする。

- ② ①の報告は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大員に報告することにより行うことができるものとする。この場合において、当該報告は、当該一の大員が報告を受けた日において他の大員に報告されたものとみなす。

(12) その他所要の規定を整備すること。

### 3. 根拠規定

法第9条第1項、第3項第9号及び第4項第4号、第10条第1項並びに第12条

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和7年12月（予定）
- 施行期日：公布日